

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 7 月 22 日 答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600039号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600056号

## 第1 結論

1 請求者のA事業所(平成17年4月5日以降は、B事業所)における標準賞与額を、平成16年12月10日は6万1,000円、平成17年6月24日は4万6,000円、同年12月9日は5万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日、平成17年6月24日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日、平成17年6月24日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA事業所における標準賞与額を、平成16年12月10日は60万4,000円、平成17年6月24日は44万8,000円、同年12月9日は53万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成16年12月10日、平成17年6月24日及び同年12月9日の訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成16年12月10日は6万1,000円、平成17年6月24日は4万6,000円、同年12月9日は5万3,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年6月  
③ 平成17年12月

事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①から③までにおいて賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。

当時の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間①から③までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても、事実を即した記録に

訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求者が所持する給料支払明細書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間①から③までにおいて、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の賞与支給日については、オンライン記録で確認できる請求者の請求期間前後の標準賞与額の記録並びに請求者及び同僚の陳述から判断すると、請求期間①は平成16年12月10日、請求期間②は平成17年6月24日、請求期間③は同年12月9日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までに係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6万1,000円、請求期間②は4万6,000円、請求期間③は5万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①当時の事業主は既に死亡しており、照会することができず、請求期間②及び③当時の事業主は、平成16年12月10日、平成17年6月24日及び同年12月9日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者が所持する給料支払明細書によると、請求者は、請求期間①に標準賞与額60万4,000円に相当する賞与、請求期間②に標準賞与額44万8,000円に相当する賞与、請求期間③に標準賞与額53万8,000円に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA事業所における標準賞与額を、請求期間①は60万4,000円、請求期間②は44万8,000円、請求期間③は53万8,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から③までの訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(請求期間①は6万1,000円、請求期間②は4万6,000円、請求期間③は5万3,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600125号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600055号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月  
② 平成17年12月

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

請求期間①及び②の賞与については、賞与明細書は残っていないが、現金を手渡しで支給されていた。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額の記録を訂正し、保険給付の対象となる記録にしてほしい。

## 第3 判断の理由

当時の事業主は、当時の資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。